

令和7年度 東京支部収支(見込み)について

<収入>

(百万円)

	計	保険料収入		その他収入		
			一般分		債権回収 以外	債権回収
全国計	11,101,881	11,054,642	11,053,235	47,240	31,739	15,501
東京	1,958,847	1,950,708	1,950,457	8,139	5,652	2,488

<支出>

(百万円)

	計	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）								現金給付費等 （国庫補助等を除く）	前期高齢者 納付金等 （国庫補助を除く）	業務経費 （国庫補助を除く）	一般管理費 （国庫負担を除く）	その他支出	令和５年度の 収支差の精算	令和５年度のインセンティブ		
		医療給付費（国庫補助を除く）						年齢調整額	所得調整額							加算額	減算額	
		(A)－(B)		災害特例分(B)														
			医療給付費 (A)	令和５年度の 協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)													
全国計	10,422,374	5,860,630	5,860,630	5,862,500	431	1,439	-	-	574,713	3,652,979	196,277	84,474	53,300	-	-	10,351	▲10,351	
東京	1,840,281	1,028,221	877,877	877,877	0	0	30,983	119,361	102,335	650,459	34,950	15,042	9,491	▲1,992	1,775	1,775	0	

<収支差>

(百万円)

	収入－支出		
		全国平均分	地域差分
全国計	679,508	679,508	-
東京	118,566	120,995	▲2,429

令和9年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和7年度の都道府県支部ごとの収支における収支差（地域差分）について精算する必要がある。
当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。

東京支部の収支差118,566百万円は、全国平均と比較して2,429百万円不足している。

不足分の2,429百万円は、令和9年度の支出に加算され、保険料率に換算すると0.01%（※）の引き上げに働く。

※令和7年度総報酬額実績に基づく試算（確定は令和9年1月下旬予定）

- (注) 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う令和7年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和5年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
また、(B2)は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
5. 「令和5年度の収支差の精算」は、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
6. 「インセンティブ」は、令和5年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号口及び二並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。
7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。